

議案第 1 2 号

山陽小野田市立埴生幼稚園の学級編制について

山陽小野田市立幼稚園管理規則第 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり学級の編制を変更すること。

令和 7 年 3 月 2 7 日提出

山陽小野田市教育委員会

教育長 長友 義彦

記

1 編制する学級

令和 7 年 4 月 1 日の時点で、満 5 歳及び満 4 歳の園児による 1 学級の編制
令和 7 年 4 月 1 日の時点で、満 3 歳及び年度途中で満 3 歳となった園児による 1 学級の編制

2 特別の事由

令和 7 年 4 月 1 日の時点で満 3 歳児の園児が 2 名、満 4 歳児の園児が 3 名、満 5 歳児の園児が 5 名の予定であるため、集団作りが難しい。集団作りを行うことは園児の社会性の発達を促すためには不可欠である。そこで令和 7 年 4 月 1 日時点で、年長園児と年中園児を合わせて年長・年中合同異年齢クラス、年少園児と年年少園児を合わせて年少・年年少合同異年齢クラスを編制し集団作りを行う。

【参考】山陽小野田市立幼稚園管理規則（抜粋）

（入園の資格）

第 2 条 山陽小野田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園することができる者は、市内に在住する満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（学級の編制）

第 8 条 幼稚園の学級は、園長が編制する。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢による園児で編制し、1 学級の園児数は、30 人以下を原則とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の園児で編制することができる。